

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月22日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1																
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオン高松東店 香川県高松市福岡町三丁目379番地2外10筆																
変更した事項、変更年	<p>1. 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代表者</th> <th>住所</th> <th>変更年月日・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>代表取締役 村井 正平</td> <td>千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代表者</th> <th>住所</th> <th>変更年月日・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イオンリテール株式会社</td> <td>代表取締役 岡崎 双一</td> <td>千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1</td> <td>平成25年3月1日 代表者の交代 代表取締役 梅本和典 平成27年2月1日 代表者の交代</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代表者	住所	変更年月日・理由	イオンリテール株式会社	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1		名称	代表者	住所	変更年月日・理由	イオンリテール株式会社	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	平成25年3月1日 代表者の交代 代表取締役 梅本和典 平成27年2月1日 代表者の交代
名称	代表者	住所	変更年月日・理由														
イオンリテール株式会社	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1															
名称	代表者	住所	変更年月日・理由														
イオンリテール株式会社	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	平成25年3月1日 代表者の交代 代表取締役 梅本和典 平成27年2月1日 代表者の交代														

月 日 及 び 変 更 理 由	2. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)			
	小売業者		住所	変更年月日・理由
	名称	代表者		
	イオンリテール株式会社	代表取締役 村井正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	
	(変更後)			
	小売業者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者			
イオンリテール株式会社	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	平成25年3月1日 代表者の交代 代表取締役 梅本和典 平成27年2月1日 代表者の交代	

## 2. 届出年月日

平成28年11月22日

## 3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年12月22日から平成29年4月22日まで

## 4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年4月22日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ